

文化審議会文化財分科会企画調査会  
これからの国宝・重要文化財（美術工芸品）等の保存と活用の在り方等に  
関するワーキンググループ報告【概要】

基本的な考え方

1. 文化財の保存・継承の重要性と活用について

- 長い歴史の中で伝えられ、守られてきた文化財としての美術工芸品は、先人が保存・継承するための努力をしてきたことを理解し、**かけがえのない文化財を後の世代に確実に継承することが必要**。

2. 現状・課題

- **美術工芸品は、素材や形状、構造等が極めて脆弱**であり、文化財の移動や取扱いの機会が増加することは、文化財の劣化を促進することを踏まえることが必要。
- 過疎化・高齢化の進行等により**文化財の管理体制が十分でないこと、維持管理の費用や税等の所有者の負担が大きいこと、修理技術者の育成・確保が困難**などから、**文化財の散逸・消滅の危機に直面している**。

3. 文化財の保存と活用に関する考え方

- 個々の文化財に対して、**収集、調査研究、保存、展示、公開と総合的に捉え、保存と活用の方策を検討することが必要**。
- **文化財の公開のためには修理が必要不可欠**であり、文化財を修理し保存することの重要性を広く周知することが必要。

今後の取組の方向性

1. これからの時代にふさわしい文化財(美術工芸品)の保存と活用の在り方

(1) 国宝・重要文化財(美術工芸品)の適切な公開の在り方

(国宝・重要文化財の公開に関する取扱要項)

- 「国宝・重要文化財の公開に関する取扱要項（平成8年）」について、**これまでの取組により蓄積された経験・知見とともに、保存科学に関する研究成果等を総合的に勘案した上で、重要文化財等の材質、形状、保存状態を踏まえた取扱いの在り方について、より丁寧な説明を含めた見直しを検討。文化財保護法第53条に基づき、所有者及び管理団体以外の者が移動を伴う公開を行う場合の取扱いを行うべき事項や留意すべき事項を示す指針とする。**

現行要項：

き損の程度が著しいものを除き、原則

- ① 公開回数は年間2回以内、公開日数は延べ60日以内
- ② ①に比べて、褪色や材質の劣化の危険性が高いものは延べ30日以内

より明快・丁寧な理由・説明を含めたものへの見直し

個々の文化財について、保存状態に問題がないものについて、  
・材質が石、土、金属等は、公開日数の上限を年間150日までとする  
・個別対応において専門的な助言を得ながら、次回の公開まで適切な期間を設ける措置を取った場合、公開日数の上限を年間100日まで延長  
・材質や種類等を踏まえた個別の重要文化財等の公開における留意事項として公開日数や照度等の目安を記載

(美術館・博物館における対応)

- 我が国の文化を継承し、国際的な文化的多様性の理解促進など大きな役割を果たしてきた美術館・博物館において、新たなニーズとして開館時間の延長、ユニークベニュー、デジタルアーカイブ化の利活用等の取組実施が期待される。また、文化・観光の拠点となる美術館・博物館施設や民間団体等との連携による取組を充実するため、**美術館・博物館のマネジメント改革に向けたガイドラインの策定が必要**。

## (2) 指定された文化財の保存と活用をより計画的に進めるための取組

### (国指定文化財(美術工芸品)の保存活用計画)

- 「保存活用計画」について、美術工芸品はその種類や性質などが大きく異なることを踏まえ、具体的な構成及び内容は、国が、具体的な指針や手続なども含めたマニュアルなどを検討し、所有者等を支援する方策を検討・提供することが必要。
- これまでも地域の博物館等、自治体、文化庁、専門家などが協議して所有者による文化財の管理を支援してきたことを踏まえ、所有者等が保存活用計画を策定する場合においても同様に支援を行い、**文化財の保存や活用に関する方針等を共有及び必要な合意形成を行うこと**によって、所有者等による主体的・計画的な保存と活用が円滑に促進されることを目的とすることが有効である。
- 保存活用計画は、**文化財指定一件当たり一計画とすることが基本**であるが、同一の所有者が複数の文化財を所有している場合は、必ずしも一件当たり一計画とせず複数の文化財を一つの計画にまとめることも可能とするとともに、重複指定された文化財の場合は、全体としての整合を図るため一つの計画として整理することが考えられる。なお、建造物その他の重要文化財を併せて所有する者の場合は、それらを一括して管理できるような方策を具体的に検討することが必要。

### (文化財の適切な周期による修理・整備・美装化)

- 脆弱な材料からなる文化財を活用できる状態に維持し、継承するためには、**専門家が定期的に個別の状態を把握し、計画的な修理が必要**。これまでの知見を踏まえると、**適切な修理のサイクルは約50年**と考えられる。保存活用計画において、保存状態とともに修理履歴や新たに行う修理の必要性などが記載されることが望まれる。
- 専門家による定期的な点検を兼ねた文化財のカビ・錆(さび)・埃(ほこり)等の除去、表具・縁の打ち直し、展示収納具作成等の美装化も必要。このような対応により、**本格修理の周期も延び、長期的には修理費用の軽減にもつながる**。
- 適切な修理により文化財を継承するためにも、修理状況の情報提供や博物館等における展示などの実施が期待される。

## (3) 近代の重要文化財(美術工芸品)等の保存と活用の在り方

- 近代の文化財における修理や維持管理の方法論が定型化、一般化するよう、関係機関がより一層連携して調査・研究機能を強化することが必要。
- 行政文書などの多量性や船舶などの大規模性、複雑性を有する文化財は、中長期的な計画のもとに所有者の日常的、自主的な保存・活用の円滑、適切な実施を図ることが必要と認められることから、特に**保存活用計画の策定を推奨**し、その策定に対し支援策を講じる必要がある。

## (4) 未指定の文化財の調査研究等

- 未指定のものも含めた指定の取組を積極的に進め、博物館等や所在地における展示や、地域との連携によるアウトリーチ活動、地域振興、観光振興に資する活動などにつながるような取組を推進することが重要。
- 地方指定の文化財等の調査研究により新たな価値を見いだす例がある。このような観点から、地域に根付いた調査研究を含めた適切な活用のシステム構築が必要。

## 2. 文化財（美術工芸品）の持つ潜在力を一層引き出すための文化財保護の新たな展開

### （1）文化財（美術工芸品）の保存・活用を支える美術館・博物館等の機能強化と基盤整備，地域振興，観光振興との連携の方策等

- 地域の博物館等が地域文化発信の核となるとともに，子供，若者，高齢者，障害者，外国人などを含め，あらゆる人々が文化財を鑑賞する機会が得られるようなアウトリーチ活動，文化財デジタルアーカイブの利活用や展示環境の工夫などの取組を推進することが重要。
- 文化財の保存・活用を両立させるため，**文化財所有者・管理団体，美術館・博物館などの関係機関等からの相談を一元的に受ける国の窓口・センター機能の整備が不可欠**。専門職員が専門的見地から，対応を提案することが必要。
- 国は，国宝・重要文化財などの収蔵品のアーカイブ化を促進し，広く国内外に国宝・重要文化財等の情報を発信する取組を支援することが必要。脆弱(せいじゃく)な文化財を補完する高精細レプリカ等について，**企業や大学等との連携により最新技術等を活用した高精細レプリカやバーチャルリアリティ等を寄附型プロジェクトで製作・活用する取組などを推進し**，全国の美術館・博物館の教育普及活動等に効果的な取組を普及することが期待される。

### （2）先端技術と連携した文化財（美術工芸品）の新たな公開・活用方策

- 従来行われている模写模造に加え，近年進展が著しい高精細レプリカやVRへの活用促進の可能性を探るため，**先駆的事例の調査，先進的作品を用いた実証，今後の活用の方向性などを普及する取組などが期待される**。

## 3. 文化財（美術工芸品）を適切に保存管理しながら活用を図る専門的人材等の育成・確保，及び環境整備の在り方について

### （1）学芸員，保存修理等の専門性向上を含めた保存と活用を促進するための人材育成・確保

- 新たな保存活用に係るニーズに対応するため，学芸員，文化財行政，保存修復等の専門性を前提に，**総合的に文化財の保存・活用を推進できる新たな専門人材が必要**。また、美術工芸品に関する専門性を有する人材について，地方自治体の学芸員等の配置において専門性を活かした職員の配置を促すことが必要。
- 学芸員等の専門性を向上させるためには経験を積むこととあわせて，国，都道府県レベル，博物館等関係団体など，各段階で実施されている研修の有機的連携を図り，体系的・計画的に学芸員の研修機会を提供し，学芸員等が専門人材としてキャリアを確立していくために，それぞれの役割分担の下に，研修体制の整備を図ることが必要。
- **文化財修理技術者の養成のためには，どれだけ多くの修理事業に関わることができるかという点が最も重要**であるが，あわせて，**保存修理を中心とした知識や人文科学・自然科学・保存科学，美術史・書誌学・歴史学等の知識，それらと関係者と協議し，修理方針をまとめることができるコミュニケーション能力も必要**である。また，それらの能力を総合的に習得するための**研修とともにOJTの仕組みを構築することが必要**である。
- 幅広い人材の育成に活用される観点から，**博物館等の学芸員や地方公共団体の文化財担当者を対象にオンライン研修を実施することも有効**であり，あわせて，**学芸員等が研修を受けることができる環境を整えることが必要**。

### （2）文化財（美術工芸品）を確実に継承するための環境整備

- 収蔵及び展示環境を整備することは基本的かつ最重要の保存・活用の在り方。
- **修理に必要な道具と材料に関しても確保が難しく，更に後継者不足の問題は深刻**。修理技術の継承という観点からも，文化庁で計画的・戦略的に修理を行うとともに，選定保存技術保持者等の取組の支援を充実することが必要。

## 【検討の背景】

- ✓ 展示設備等の技術的な進歩
- ✓ 公開ニーズの多様化 等

材質や保存状態、実態<sup>※</sup>等を踏まえ、き損の可能性の低い文化財は公開期間の延長を認めるなど、よりきめ細かな取扱とすることが望ましいとの指摘

※平成28年度「公開承認施設等の博物館施設に対する実態調査結果」においても、材質別公開日数に差があることが明らかになった

- ✓ これまでの取組により蓄積された経験・知見とともに、保存科学に関する研究成果等を総合的に勘案
- ✓ より明快・丁寧な理由・説明を含めた指針としての見直し

## 【現行要項】

き損の程度が著しいものを除き、原則

- ① 公開回数は年間2回以内、公開日数は延べ60日以内
- ② ①に比べて、褪色や材質の劣化の危険性が高いものは延べ30日以内
- ③ 照度は原則として150ルクス以下

※この要項によりがたい場合には、事前に文化庁に協議すること

## 【改訂案】

**文化財保護法第53条に基づき、所有者及び管理団体以外の者が移動を伴う公開を行う場合の取扱いを行うべき事項や留意すべき事項を示す指針**

### <公開のための移動回数及び期間>

き損や劣化の程度が著しいもの、材質が極めて脆弱、寸法が特に大きい、形状が複雑ものを除き、原則

- ① 公開のための移動回数は年間2回以内、公開日数は延べ60日以内
- ② ①以外のもので、特に個々の保存状態に問題がない、材質が石、土、金属などで作られたもの  
⇒ 年間公開日数：**延べ150日以内**
- ③ ①以外のもので、特に個々の保存状態に問題がなく、特別な事情があり、事前に文化庁と協議の上、次回の公開まで適切な期間を設ける措置を取った場合  
⇒ 年間公開日数：**延べ100日まで**
- ④ ①に比べて褪色や材質の劣化の危険性が高いものは年間公開日数は延べ30日以内

### <個別の重要文化財等の公開における留意事項>

※個々の保存状態に問題がなく、劣化しやすい材質を用いていない文化財に限る

- 絵画：絵画の照度は100ルクス以下とする  
版画の公開日数は年間延べ30日以内で照度は50ルクス以下とする  
**油絵の公開日数は年間延べ150日以内とする**
- 彫刻：**金属製品の公開日数は年間延べ150日以内とする**  
単一素材の彫刻作品（一木造り、彩色・漆箔などがない場合）の年間公開日数については事前に文化庁文化財部美術学芸課と協議した上で決定することができる
- 工芸：**陶磁器、銅製品などの工芸品公開日数は年間延べ150日以内とする**  
漆工品、甲冑類の照度は100ルクス以下とする  
染織品の照度は80ルクス以下とする
- 考古：**材質が石、土、ガラス又は金属のものの公開日数は年間延べ150日以内とすること**
- 書跡・典籍・古文書：照度は100ルクス以下とする
- 歴史資料：近代の洋紙を利用した文書・典籍類、図面類、写真類などの照度は50ルクス以下とする

※この要項によりがたい場合には、事前に文化庁に技術的指導・助言を求め、協議し対応を決定すること